

CULTURE & ARTS BULLETIN

Date	Culture & Arts Topics
7/25	漫画雑誌の発売前に掲載作品がインターネット上に公開された「早バレ」と呼ばれる著作権法違反事件の判決。複製権侵害に問われた会社と経営者ら 2 人に対し、有罪判決が言い渡された ¹ 。
8/5	雑誌「Jimny Fan」を発行している出版会社が、「Jimny Fan」、「ジムニーファン」を商標として申請したが、スズキ社の出版物と混同するとして拒絶された。知財高裁は、「スズキ社を含む自動車メーカー又はその系列ディーラー等がその情報雑誌の発行主体となっている（可能性がある）と認識するとは考え難い。」として、類似性を認めないとの判断を下した ² 。
8/16	文化庁は、「近世・近代の埋蔵文化財保護について」の報告書を発表した ³ 。
8/20	経済産業省は繊維製品の洗濯表示に関する JIS（日本産業規格）を改正し、JIS L0001（繊維製品の取り扱いに関する表示記号及びその表示方法）を国際規格 ISO 3758 に整合させた。
8/20	中国系 EC 大手の SHEIN は、ライバルの Temu を知的財産権の侵害で提訴した。
8/21	文化庁は、「国立劇場の再整備に係る整備計画」について、改定に向けた方向性を決定した ⁴ 。
8/27	しまむらグループは、顧客による迷惑行為（カスタマーハラスメント）への対応方針をまとめた。⇒ Lawyer's Pick3. 「しまむらグループが『カスタマーハラスメント対応ポリシー』を制定」
8/30	文化庁は、「芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する検討会議報告」を発表した ⁵ 。⇒ Lawyer's Pick1. 「文化庁が『芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する検討会議報告』を発表」
9/3	文化庁は、地域文化芸術活動ワーキンググループ（第 1 回）を開催した ⁶ 。
9/6	財務省は、全国の税関が 2024 年上半期に知的財産権の侵害を理由に輸入を差し止めた件数が前年同期比 16.2%増の 1 万 8,153 件だったと発表した ⁷ 。

¹ [裁判例結果詳細 | 裁判所 - Courts in Japan](#)

² [裁判例結果詳細 | 知的財産高等裁判所 - Intellectual Property High Courts](#)

³ [「近世・近代の埋蔵文化財保護について（報告）」 | 文化庁](#)

⁴ [「『国立劇場の再整備に係る整備計画』の改定に向けた方向性」 | 文化庁](#)

⁵ [「芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する検討会議報告」 | 文化庁](#)

⁶ [地域文化芸術活動ワーキンググループ（第 1 回）の開催について | 文化庁](#)

⁷ [令和 6 年上半期の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細） | 財務省](#)

CULTURE & ARTS BULLETIN

1. 文化芸術団体に求められる役割・機能等

(1) ハラスメントなどの個人の尊厳に直接関わる課題について

- 既存の労働関係法令等で捕捉されない、特定の契約関係にない芸術家等も含めたハラスメント対策を進めるため、ハラスメントへの対処方針の策定や相談窓口の整備、研修等による意識啓発などに取り組むこと。

(2) 芸術家等としての資格や地位に係る内部統制に関する課題及び芸術家等の活動の場に係る不合理な制約等の創造活動の自由に関する課題について

- 各分野の慣習による芸術家の尊厳や創造環境の妨害を排除するため、合理性・公平性の視点から資格や参加基準を検証し、明文化・客観化を進めること。

(3) 業務時間や休業日、安全衛生等の就業環境に関する課題及び報酬や権利関係を含む契約等の活動基盤に関する課題について

- 各分野の実態を踏まえた効果的な推進を図るため、文化庁の契約適正化ガイドライン¹²の活用、相談体制の整備・研修、芸術家の対価還元、就業環境の整備を推進すること。

2. 文化庁が講ずべき方策

(1) 文化芸術分野のエコシステムの把握

(2) 積極的な取組意欲のある文化芸術団体の取組の促進等

(3) 文化芸術団体の組織的対応に関する参照指針の作成

(4) 公的資金を受給する際のチェックリストの作成

(5) 文化芸術の現場に精通した外部専門家の確保

(6) 「文化芸術活動に関する法律相談窓口」¹³の周知・拡充等

本報告では、芸術家等に労働関係法令や、2024年11月1日に施行される特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」といいます。）が適用されない場合には、文化芸術団体がそれら法令による規制を補完する役割・機能を担うことが期待されている点が注目に値します。

この点、芸術家等の働き方の実態が「労働者」に該当する場合には、法的には労働関係法令が適用され、これらの法令による最低賃金、労働時間に係る規制やハラスメント対策に関する事業者の義務等が適用されます。また、芸術家等がフリーランス法に定める「特定受託事業者」、いわゆるフリーランスに該当する場合には、同法による取引の適正化やハラスメント対策を含む就業環境の整備に関する規制が適用されることとなります。しかし、実際には、芸術家等が様々なコミュニティに属し、その雇用関係や受発注関係が明らかでない場合や、特有の慣習等に基づき活動しており必ずしも特定の雇用関係や受発注関係にはない場合など、既存法の想定する特定の契約関係を前提とした措置のみでは、必ずしも十分な対応が図れない事例も多いと考えら

¹² [「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」を公表します | 文化庁](#)

¹³ [文化芸術活動に関する法律相談窓口 | 文化庁](#)

CULTURE & ARTS BULLETIN

れます。このような背景を踏まえ、本報告では、①文化芸術団体においては、当該分野の特性を踏まえ、活動に係る法的関係の確認や啓発に努めるとともに、②法令上の責務を負う事業者に該当せずとも、自らの社会的責任として、芸術家等の創造環境の向上のための取組を主導していくことが望ましいと提言されています。

本報告は、芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する一定の方針を示したものであり、法的拘束力を有するものではありませんが、芸術家等の創造環境に関する実務上の問題を解決するに当たっての指針となるべきものと言えます。

本報告自身が述べるとおり、今後、文化芸術団体や文化庁をはじめとする政府による本報告を踏まえた取組の実施状況を文化庁が継続的にフォローアップし、本報告で取りまとめられた事項や課題についてさらに議論が深まっていくことを期待します。

(瀧山 侑莉花)

2. 経済産業省が「音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書」を公表

経済産業省は、2024年7月17日、「音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書」（以下「本報告書」といいます。）を公表しました¹⁴。

本報告書の冒頭では、日本の音楽産業の拡大のためには海外展開が必要不可欠な状況にある中、アニメ・ゲーム・マンガなどのコンテンツは既に海外でも一定のシェアを獲得できている一方で、「音楽分野は未だ十分なシェアを獲得できていない」と指摘されています。そして、「音楽業界においては、ストリーミングサービスやSNSの普及といった環境変化に迅速に対応しつつ、世界で活躍できるアーティストを生み出していくことが必要である」と強調されています。このような課題意識から、今回、音楽業界を取り巻く状況を定量的に分析し、新たなトレンドを可視化すべく、経済産業省が調査を実施し、本報告書がまとめられました。

70ページ以上にわたる本報告書においては、ストリーミングが主流になりつつある音楽産業の構造変化や、SNSでのバズ（拡散）がヒットの起爆剤となる現状を踏まえて、音楽産業を巡る状況が分析されています。具体的には、SNSでのバズやVTuberの活動、アニメ主題歌への採用によるヒットなど消費動向の分析にはじまり、DAW¹⁵やボーカロイドによる音楽制作の変化、音楽生成AIの影響などがまとめられています。

分析の中では、最近流行したアーティストや楽曲の固有名を挙げて、ヒットの経緯や要因も説明する部分も見られます。例えば、SNSによってヒットした作品は「二次創作等の促進によりバズの機会を創出」した上で、「バズに対して迅速に反応」し

¹⁴ 「[音楽産業の新たな時代に即したビジネスモデルの在り方に関する報告書](#)」を公表しました（METI/経済産業省）

¹⁵ Digital Audio Workstation。オーディオファイルの録音、編集、再生に使用される電子機器やソフトウェアを指し、DAWを利用することで楽器を使わずとも楽曲制作が可能となります。

CULTURE & ARTS BULLETIN

ている点が共通していると解説しました。その中で、具体例として YOASOBI の楽曲「アイドル」等を取り上げ、「YOASOBI は『真ゲッターロボ対ネオゲッターロボ』の MAD¹⁶ が盛り上がると、すぐにそのネタに被せて SNS 投稿を行った」などと例示しました。

また、本報告書では、スポティファイジャパン株式会社が発表している「海外で聴かれた日本の楽曲ランキング」を分析し、主要国における日本の音楽の受容動向についてもまとめられています。全体的に言えば、上位にランクインしているのは、やはりアニメとのタイアップであり、「海外で聴かれた日本の楽曲ランキング」（2017～2023）では、上位の曲のうち、約 6 割である 65 曲中 39 曲（延べ数）が日本のアニメ、マンガ、ゲームの関連曲となっています。具体的には、YOASOBI「アイドル」、米津玄師「KICK BACK」、LiSA「紅蓮華」など、人気アニメの主題歌が上位に並んでいます。一方で、最近ではアニメとは関係なく、SNS のバイラルによって海外に広まる楽曲も増えてきています。すなわち TikTok や YouTube など二次創作が広まることによって楽曲が伝播する形でのヒットです。同ランキングで 2022 年と 2023 年の 1 位となった藤井風「死ぬのがいいわ」、2023 年の 4 位となった imase「NIGHT DANCER」がその代表といえるでしょう。

本報告書の最後には、調査を通じて得られた課題が記載されています。国内における産業基盤を整備し、海外展開を促進することが重要であると述べられており、「いずれも官民一体となった取組が必要であり、産業界自身の取組と、行政によるサポートの連携が重要であると考え」とした上で、「今後議論の上、さらなる検討が必要である」とまとめられています。

本報告書の中にも記載がありますが、日本の音楽分野の強みは「多様性」と「蓄積」にあるといえます。古代の雅楽の文化を持ち、数十年にわたる J-POP の積み重ねがあり、今それらの楽曲の多くを聴くことができる環境にあること、近年ではボーカロイド文化など独自の創作文化が育まれてきたこと、こうしたオリジナリティが海外展開における強みになると考えられます。そしてこの土壌は、ミュージシャンやクリエイターが自由に創作活動を繰り広げられる環境があつてこそ豊かになります。今回挙げられた課題について意識しつつ、これまでの価値観では捉えきれない新しい音楽が日本からも次々と生まれ、それらが国内外に広まっていくことを期待したいと思います。

(野々口 華子)

3. しまむらグループが「カスタマーハラスメント対応ポリシー」を制定

株式会社しまむらは、2024 年 8 月 27 日、しまむらグループカスタマーハラスメン

¹⁶ 既存のアニメや映像、音声等を個人が編集して再作成した動画を指します。

CULTURE & ARTS BULLETIN

ト対応ポリシーを制定したことを公表しました¹⁷。同ポリシーは、従業員の心身の健康と安全を保護するために、ハラスメント行為から従業員を守ることが重要であるとの考えのもと、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」（下記ご参照）をベースとして、①カスタマーハラスメントの定義、②カスタマーハラスメントへの対応、③しまむらグループの体制についてそれぞれ定めており、カスタマーハラスメントへの対応として取引停止や来店拒否を行う可能性があることを盛り込んだ内容となっています。

近年、カスタマーハラスメントへの対応を進める企業が見受けられますが、その背景には、事業主にカスタマーハラスメントへの対応を求める国・地方自治体の動きがあります。

2019年6月、「労働施策総合推進法」が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止について、事業主に防止措置を講じることが義務付けされました（同法30条の2）。この改正を踏まえ、2020年1月、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示5号）が策定され、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）に関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨が定められました¹⁸。このように、従業員の職場環境への配慮・従業員の保護の観点から、カスタマーハラスメントへの対応が求められるようになる中で、厚生労働省は、2022年2月、企業による自主的な取組の指針となるよう、カスタマーハラスメントを想定した事前の準備、実際に起こった際の対応など、カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組みを記載した「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を作成、公表しています¹⁹。「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」においては、カスタマーハラスメントの定義や判断基準、カスタマーハラスメントへの対応策等が詳細に説明されていますが、企業がカスタマーハラスメントに関する基本方針・基本姿勢を明確化し、トップ自ら発信することの重要性について一項目が割かれており、基本方針の例についても記載されています。さらに、東京都は、2025年4月に、東京都カスタマーハラスメント防止条例（仮称）を施行することを目指しているところ、同条例の骨子²⁰においては事業者もカスタマーハラスメントの防止に取り組むよう努めるなど一定の責務を負うことが定められており、国のみならず地方自治体においても、事業主にカスタマーハラスメントへの対応を求める動きが加速しています。

このような国・地方自治体の動きに呼応して、顧客と接する機会の多い小売業でもカスタマーハラスメントへの対応方針を策定・公表する企業が現れており、2024年7月8日には高島屋グループが「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を公表し

¹⁷ [カスタマーハラスメント対応ポリシー \(shimamura.gr.jp\)](https://www.shimamura.gr.jp)

¹⁸ [①パワハラ防止指針 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

¹⁹ [「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を作成しました！ \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

²⁰ [別紙 \(tokyo.lg.jp\)](https://www.tokyo.lg.jp)

CULTURE & ARTS BULLETIN

ました²¹。この基本方針は「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を踏まえた内容となっていますが、冒頭でご紹介したしまむらグループカスタマーハラスメント対応ポリシー同様、カスタマーハラスメントへの対応策として来店拒否も盛り込まれた内容となっており、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」に記載された基本方針の例からさらに踏み込んだものとなっています。

「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」の公開等により、カスタマーハラスメントへの対応についての議論は深まりつつありますが、カスタマーハラスメントの定義や範囲、対応策については、各社・各事例に応じた判断が必要となることが多く、画一的な準備が難しいと思われます。従業員が顧客と接する機会の多い業界においては、事業主が基本となる対応方針について策定・公表しつつ、カスタマーハラスメントに該当する事例が発生した場合に迅速に対応できる体制を備え、従業員の心身の健康と安全が確保された職場環境を実現していく必要があると考えられます。

([莊司 晴彦](#))

◆◆◆◆◆ Column ◆◆◆◆◆

“花の都”パリの象徴と共に： パリ 2024 オリンピックの新たな挑戦

10月に入りようやく秋めいてきたところですが、オリンピックイヤーの今夏は、リオ以来の有観客での開催に、現地フランスはもちろんのこと、フランスから遠く離れた東京も熱狂に包まれました。

パリ 2024 オリンピックでは 2024 年 7 月 26 日から 8 月 11 日まで、新競技のブレイキンを含む 32 競技が行われ、パリ 2024 パラリンピックでは 2024 年 8 月 28 日から 9 月 8 日まで、22 競技が行われました。

パリといえば、エッフェル塔、凱旋門、ヴェルサイユ宮殿等々、世界的に有名な観光地が多数所在し、魅力にあふれた街です。

競技場で式典・競技を行うという固定観念を排し、パリの街全体がオリンピック会場になるという、開催都市の特徴を活かしつつ今までにない独創的なコンセプトは、第 33 回である今大会のオリンピックを大いに盛り上げました。

セーヌ川でオリンピックの開会式が行われたことは皆さんの記憶にも新しいかと思いますが、これはセーヌ川を競技場のトラック、その両岸を観客席に見立てた演出だそうです。セーヌ川河岸といえば世界遺産にも登録されており、まさにパリならではの演出だったといえるでしょう。

また今大会では、エッフェル塔スタジアムやコンコルド広場などパリの象徴的なランドマークを舞台とした競技会場が印象的で、パリの壮大な景観をバックに世界トップレベルのアスリートたちのパフォーマンスが映し出される様子はまさに圧

²¹ [カスタマーハラスメントに対する基本方針 \(takashimaya.co.jp\)](#)

CULTURE & ARTS BULLETIN

巻でした。

コンコルド広場では特設されたアーバンアリーナを舞台にスケートボードや今大会から新競技として加わったブレイキンなどが行われ、仲間や観客と一体になってとにかく楽しむというストリート文化を反映したアーバンスポーツならではの盛り上がり方が新鮮でした。

コンコルド広場は、ルイ 15 世の命により 18 世紀半ばに建設され、当時はルイ 15 世広場と呼ばれていましたが、18 世紀後半にフランス革命が始まると革命広場と呼ばれるようになり、当時の国王であったルイ 16 世やマリー・アントワネットがこの広場でギロチンにより処刑されました。こうしてフランス王政が崩れ、その後、広場の名前は「調和」を意味する「コンコルド広場」となり、現在ではシャンゼリゼ通りの起点に位置する場所として多くの人が行き交い賑わっています。過去には多くの人の血が流れ、フランスの暗い歴史があった地が、「平和の祭典」であるオリンピック会場に生まれ変わり、特に若い世代が活躍するアーバンスポーツの競技の中で国籍にかかわらず仲間を讃え合う様子が見られたことは、フランスの歴史にとってもオリンピックの歴史にとっても大いに意味のあることではないでしょうか。

そして、今大会では競技会場となるほとんどの施設が既存か仮設であって、オリンピック・パラリンピックのために新たに建設された施設が非常に少ないということも特徴として挙げられます。コンコルド広場のアーバンアリーナも仮設競技場であり、大会の終了後には解体されます。これはオリンピック・アジェンダ 2020+5 に組み込まれているオリンピックの「持続可能性」を実現する取組みの一環であり、同アジェンダでは「新設会場は必要とされず、仮設施設の使用が奨励される」とされています。

東京オリンピックでは、莫大な費用をかけてオリンピック・パラリンピックのために 7 つの恒久施設が新たに建設されたものの、オリンピック終了後の後利用が進まず、7 つの施設のうち 6 つの施設では年間収支が赤字になることが見込まれるなど、大会後の利活用が課題とされていました。

今後パリ大会の結果を検討分析する必要があるものの、今大会のように既存や仮設の施設を用いて新たな施設の建設は最小限にするという方法は、持続可能性という観点から将来の開催都市にとっても参考となるでしょう。

次回 2028 年のロサンゼルスオリンピック・パラリンピックがどのような大会となるのか、今から待ち遠しいです。

(佐藤 真澄)

CULTURE & ARTS BULLETIN

【編集後記】

- ◇ Lawyer's Pick3.では、いわゆる「カスハラ」について取り上げました。また、Lawyer's Pick1.で取り上げた報告書でも、芸術家等に対するハラスメントが問題視されています。近年ハラスメント問題に対する意識が高まりつつあり、企業内でも様々なハラスメントに対応するためのマニュアルやガイドラインの制定に至るケースが増えてきているように感じます。
- ハラスメントの種類も細分化され、パワハラ、セクハラ、アルハラのみならず、マタハラ（マタニティ・ハラスメント）、モラハラ（モラル・ハラスメント）、その他様々なハラスメントが問題視されています。例えば、ジェンダー・ハラスメントでは、「男なのに仕事が遅い」、「女なのに気が利かない」などの発言が該当すると言われており、特にLGBTなどの多様性に関する意識が高まっている現代において、性別を意識した「〇〇らしさ」を強要したり、差別的な発言をすることで、ハラスメントに該当する可能性があるとして指摘されています。
- また、リモートワーク環境で行われるリモート・ハラスメントは、リモートワーク中に行われる不適切な発言や嫌がらせが該当するとされています。新型コロナウイルスの流行によってより注目されるようになり、リモートワーク中における過度な監視や業務報告の強要、オンライン飲み会への参加の強要、オンライン会議など環境を利用したセクハラ行為などが具体例として挙げられます。周囲の目が届かないところが特徴で、ハラスメントの言動がエスカレートしやすい場合があると指摘されています。
- ハラスメントが起こる理由としては、個人の意識や感覚に差があるためと考えられます。性別差や性格差、環境差や世代差によって、受け取り方や感覚が異なることが理解されておらず、思い込みやハラスメントに対する意識の低さによって、ハラスメント行為が生じてしまう場合があります。
- このように昨今企業内外を問わず意識が高まってきているハラスメントですが、厚生労働省は職場におけるハラスメントについて、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものと定義しています。ハラスメントに対してアンテナを張り、敏感になること自体は好ましいものの、むやみに「相手が不快に感じるものは全てハラスメント」などと騒ぎ立てるのではなく、真に問題となるケースを見極めたいところです。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当：高橋 悠、野々口 華子)